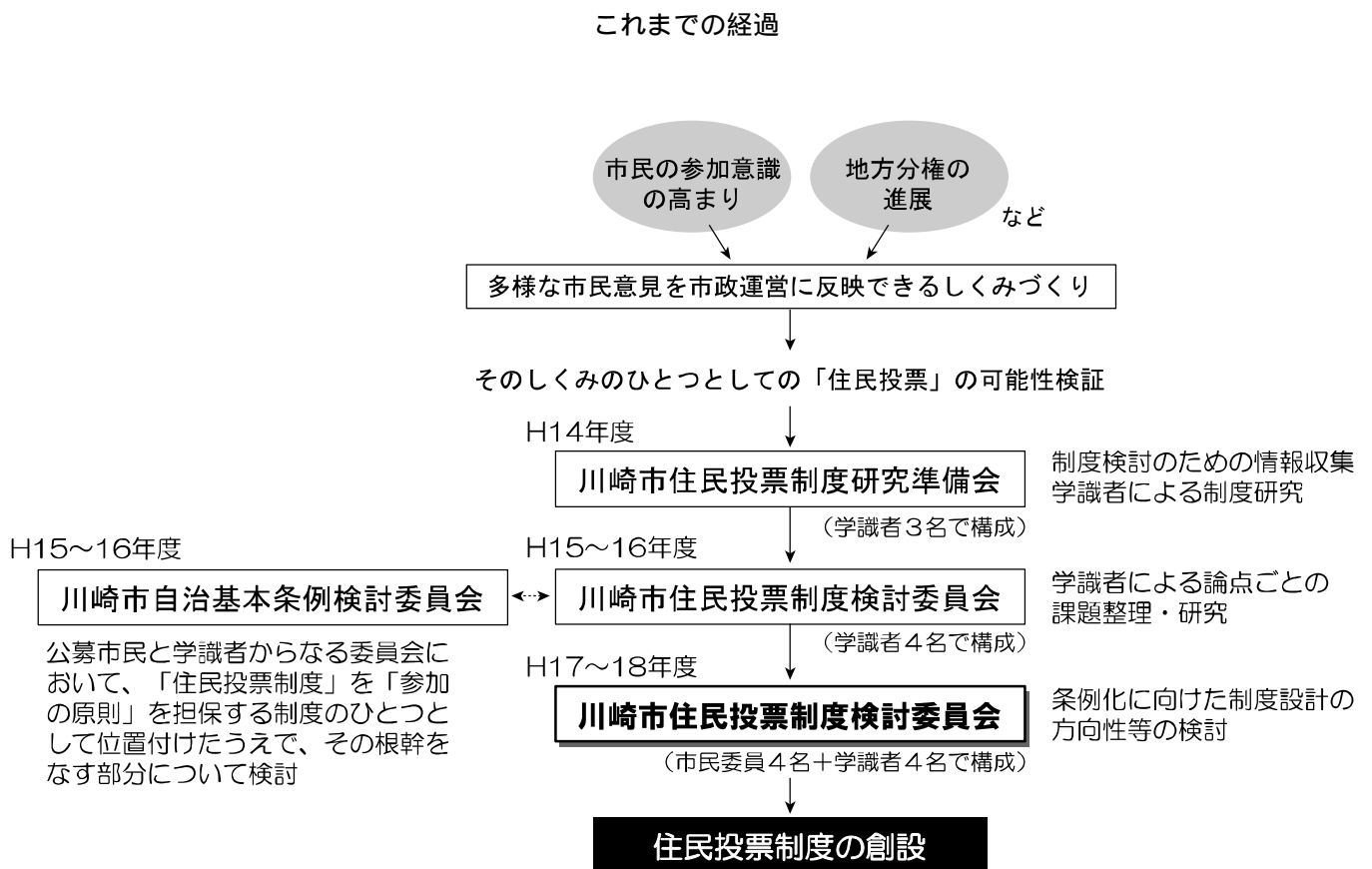


住民投票制度の検討にあたって

1 これまでの検討経過

川崎市では、平成 14 年度に学識者委員による「川崎市住民投票制度研究準備会」を設け、わが国における住民投票制度の現状、課題、海外における制度概要等についての研究を進めてきた。また、その成果を踏まえつつ、平成 15 年度には「川崎市住民投票制度検討委員会」を設け、川崎市が独自に住民投票制度を導入する場合に想定される課題等を 17 の論点に整理したうえで本格的な議論を進めてきた。

川崎市では、市民が参加した自治基本条例の検討過程においても、住民投票制度の根幹をなす部分について検討され、それを反映したかたちで、今年 4 月に施行された自治基本条例に住民投票制度に関する規定が盛り込まれている。

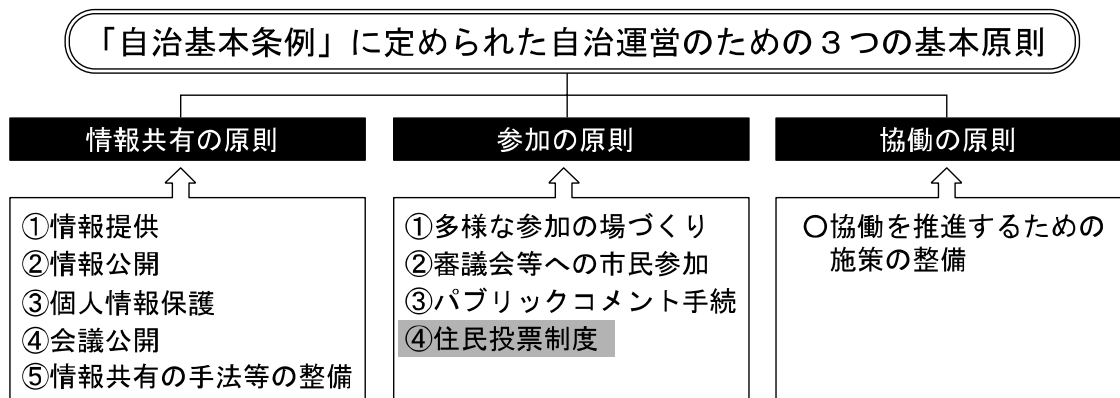


2 自治基本条例と住民投票制度

今年4月に施行された「自治基本条例」には、自治運営の基本原則として、《情報共有》、《参加》、《協働》の原則が規定されている。

「住民投票制度」は、《参加》の原則に基づく重要なしくみとして、自治基本条例第31条に規定されているものである。

自治基本条例と住民投票制度の関係



川崎市自治基本条例より抜粋

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

自治基本条例により明確に規定されていること

発議権 : 住民、議会、市長

対象事項 : 市政に係る重要事項

結果の尊重 : 議会と市長に対する結果の尊重義務

3 他の自治体の条例に基づく住民投票

(1) 個別設置型条例に基づく住民投票実施状況

平成 8 年 8 月にわが国で初めて住民投票が実施されて以降、現在では 300 を超える実施事例があるといわれている。当初は、原子力発電や産業廃棄物に関する施設建設や地位協定等の国家の安全保障に関する問題などが対象事案とされたが、近年では実施される住民投票のほとんどが、合併問題という状況にある。

なお、神奈川県内では、これまで藤野町、真鶴町及び相模湖町で住民投票の実施事例がある。

【主な実施事例】

投票日	自治体名	対象事項	提案者等	投票率
H 8. 8. 4	巻町（新潟県）	原子力発電所の建設	直接請求	88.29%
H 9.12.21	名護市（沖縄県）	米軍のヘリポート基地建設	直接請求	82.45%
H10. 6. 14	白石市（宮城県）	産業廃棄物処分場の設置	市長提案	70.99%
H12. 1. 23	徳島市（徳島県）	吉野川可動堰建設計画	議員提案	55.00%
H17.10.23	袖ヶ浦市（千葉県）	袖ヶ浦駅北側地区整備事業	直接請求	57.95%

(2) 常設型条例の設置状況

平成 14 年 9 月にわが国で初めて常設型条例が施行された以降、これまで 20 を超える自治体で条例が施行されている。なお、この条例に基づいて行われた住民投票は 8 事例程度ある。

【他の自治体の常設型条例】

(H17.10.20 現在)

	自治体名	条例名	施行日	提案者
1	愛知県高浜市	高浜市住民投票条例	H14. 9. 1	首長提案
2	埼玉県富士見市	富士見市民投票条例	H14.12.20	首長提案
3	埼玉県上里町	上里町住民投票条例	H15. 4. 1	首長提案
4	埼玉県美里町	美里町住民投票条例	H15. 4. 1	首長提案
5	群馬県桐生市	桐生市住民投票条例	H15. 7. 1	首長提案
6	広島県広島市	広島市住民投票条例	H15. 9. 1	首長提案 (議員修正)
7	香川県三野町	三野町まちづくり住民投票条例	H15.12. 1	首長提案
8	石川県宝達志水町	宝達志水町住民投票条例	H16. 1. 1	首長提案
9	埼玉県坂戸市	坂戸市住民投票条例	H16. 4. 1	首長提案
10	千葉県我孫子市	我孫子市民投票条例	H16. 4. 1	首長提案
11	広島県大竹市	大竹市住民投票条例	H16. 6. 1	首長提案 (議員修正)
12	群馬県伊香保町	伊香保町住民投票条例	H16. 6. 8	首長提案
13	長野県木曽福島町	木曽福島町住民投票条例	H16. 7. 1	議会提案
14	山口県岩国市	岩国市住民投票条例	H16.10. 1	首長提案
15	鹿児島県金峰町	金峰町住民投票条例	H16.10. 5	首長提案
16	埼玉県鳩山町	鳩山町住民投票条例	H16.12. 7	首長提案
17	北海道増毛町	増毛町住民投票条例	H16.12.22	首長提案
18	北海道静内町	静内町住民投票条例	H17. 1. 7	議会提案
19	北海道三石町	三石町住民投票条例	H17. 1.13	議会提案
20	大阪府岸和田市	岸和田市住民投票条例	H17. 8. 1	首長提案

4 検討委員会の運営について

(1) 検討委員会の目的・役割

前検討委員会でまとめられた論点整理に基づき、自治基本条例第 31 条に規定された住民投票制度の構築に向け、本市における制度のあり方について検討を行う。

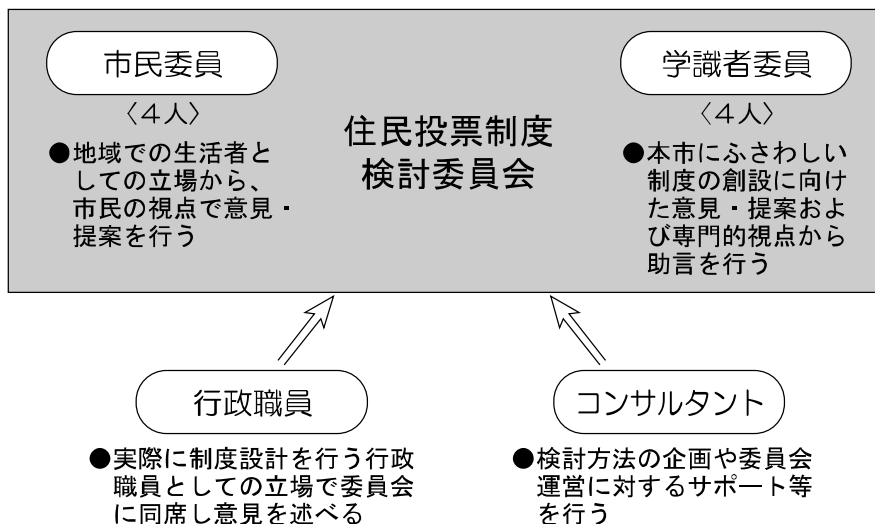
(2) 検討委員等の役割

住民投票制度検討委員会は、市民委員と学識者委員により構成するが、検討委員会には、このほか、行政職員とコンサルタントが出席し、各々次に示すような役割をもって検討委員会を運営していくものとする。

【検討委員等の役割】

- 市民委員：地域での生活者としての立場から、住民投票制度が住民にとって、効果的な参加の制度となるよう、市民の視点から意見・提案を行う。
- 学識者委員：本市にふさわしい制度の創設に向けて、意見・提案を行うとともに、市民委員からの意見・提案に対し、専門的視点から助言を行う。
- 行政職員：具体的な制度設計を行う担当職員として、行政側の考え方等を求められた場合など、必要に応じて議論に参加する。
- コンサルタント：検討委員会のスケジュール管理や検討方法の企画、検討委員会における議論の記録・整理等、円滑な委員会運営のためのサポートを行う。

検討委員の役割と行政、コンサルタントの関係



(3) 検討委員会の運営方法

各回の検討委員会で検討する論点については、前検討委員会の報告書をもとに事務局で整理し、それを検討委員会に提示する。

事務局では、昨年度の「住民投票制度検討委員会報告書」で整理されている 17 の論点を 20 の論点（細目では 71）に再整理した。【資料 4】参照

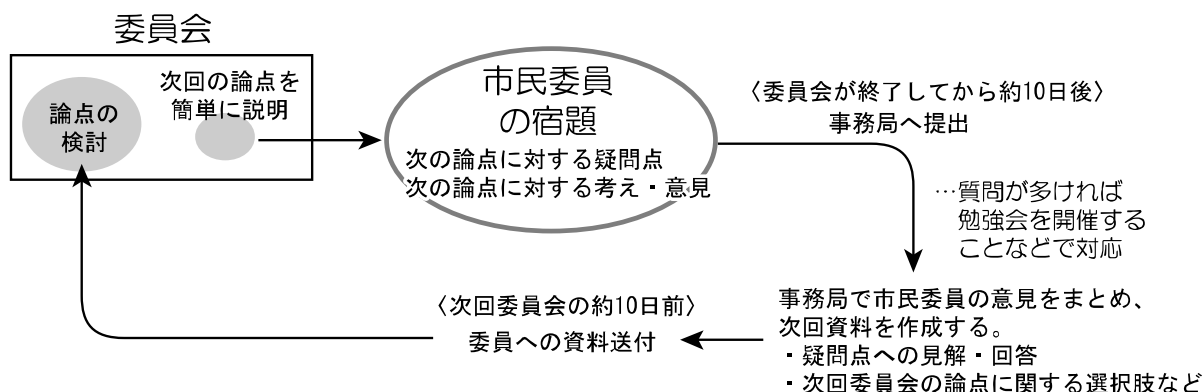
このように多くの論点を限られた時間の中で有効に議論していくためには、可能な限り選択肢を示すと同時に、制度全体の体系（ひとつの選択肢を選択することによって、影響を受ける他

の論点がわかるように整理した体系図)を示しながら、議論している論点が制度の全体像の中においてどのような位置にあるのかを逐一確認しながら議論を進める必要がある。

また、論点によっては、非常に専門的、複雑な整理が要求されるものもあることから、検討委員会での合意により、部会を設置することができるものとする。

検討委員会の大きな流れとしては、各回の委員会運営を有意義なものとするため、委員会前に予め、次回の検討テーマに関する市民委員の意見と疑問点を聴取し、それらを事務局で整理したうえで委員会に示すことを基本とする(このサイクルを繰り返していく)。

検討委員会における検討のサイクル



この方法によるメリット

- ・市民委員の意見を事前に把握することが可能
- ・委員会における検討内容の充実・検討時間の有効活用
- ・事務局における選択肢の設定等の作業を効率的に行うことが可能

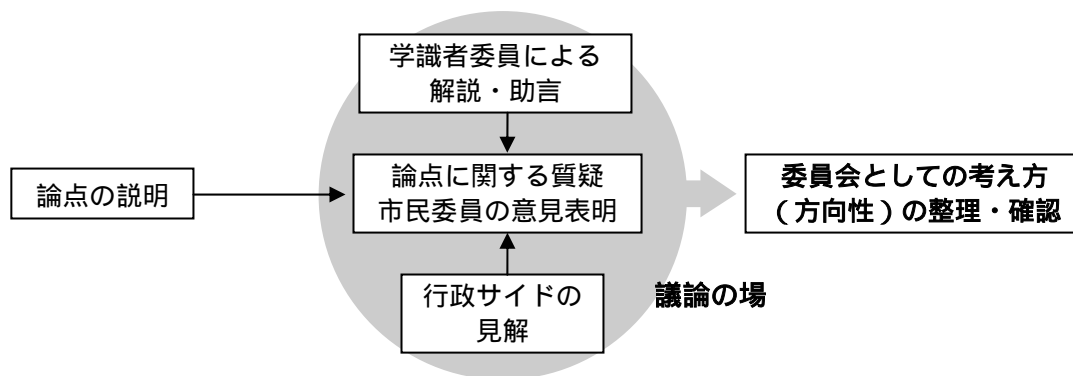
なお、毎回の検討委員会は、委員長の進行により、次のような流れを基本に進める。

最初に、事務局から論点説明(予め疑問点が出された事項に対する回答等も含めて)を行い、議論のポイントを明確にする。

議論の最初に市民委員が疑問点や意見を表明し、各委員の着眼点、疑問点を抽出したうえで、それをもとに議論を進めていく。

検討スケジュールを管理するという観点から、後の関係する論点に対する議論の場で振り返ることはあっても、各回の検討委員会で当該論点の一定の方向性を確認することとする。委員会の最後に、次回の論点についての簡単な説明を行う。

各回の検討委員会の進め方



5 市民からの多様な意見の聴取

(1) 関係団体ヒアリングの実施

検討委員会として、必要に応じて関係団体等からのヒアリングを行い、その結果を検討委員会の議論へ反映させていく。その場合には、事務局とともに、検討委員会委員から少なくとも1名が出席するようにする。

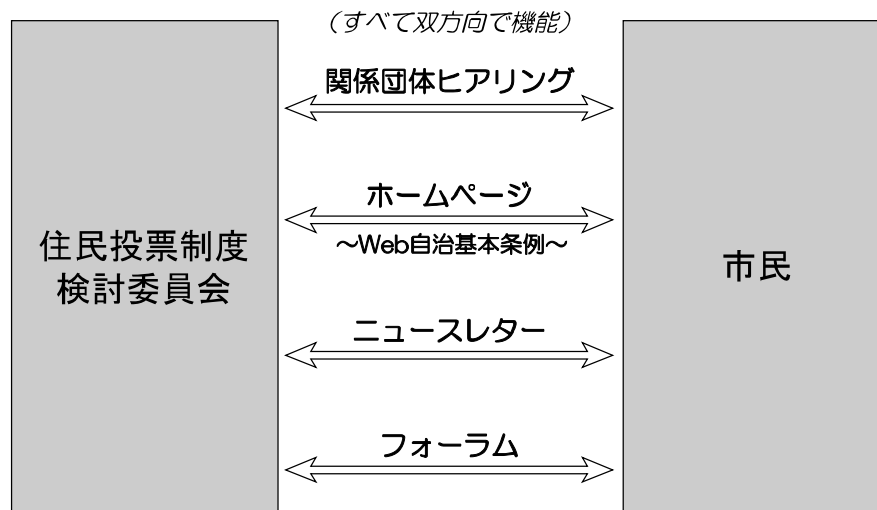
(2) ホームページやニュースレターによる広報

多様な市民意見を検討委員会に反映させるため、ホームページやニュースレターの発行など検討内容の周知に努め、適宜、市民から意見を聴取する。

(3) フォーラムの開催

報告書を集約する段階で市民向けの骨子案説明会（フォーラム）を開催し、住民投票制度の周知を図るとともに、多様な市民意見を聴取する。

市民からの多様な意見の聴取（イメージ）



6 検討スケジュール（案）

検討委員会、概ね月1回の頻度で開催することを予定している。
 検討委員会での合意に基づき、必要に応じて、部会を開催する。
 検討委員会における検討スケジュールを次のように想定している。

検討スケジュール（案）

H17年度	
第1回 H17.12.8（木）	<ul style="list-style-type: none"> ●委嘱状の交付 ●委員会の運営方法等について ●個別論点の検討 <p> 論点1 住民投票の意義と位置付け 論点2 投票結果に対する尊重義務 論点3 個別設置型条例と常設型条例 論点11 実施機関等 </p> <p>）について</p>
第2回 H17.12.27（火）	<p> 論点4 対象事項 論点5 実施区域 論点6 設問及び選択肢の設定 </p> <p>）について</p>
第3回 H18.1.27（金）	<p> 論点10 議会及び長の発議 論点13 情報提供 論点16 選挙との同日実施 論点12 投票期日 </p> <p>）について</p>
第4回 H18.2.10（金）	<p> 論点7 住民の発議資格及び投票資格 論点8 発議に要する署名 </p> <p>）について</p>
第5回 H18.3.23（木）	<p> 論点9 投票資格者名簿 論点14 投票運動 論点15 投開票に関する事務 </p> <p>）について</p>
H18年度	
第6回 (H18.4月)	<p> 論点17 成立要件 論点18 執行停止制度 論点19 異議の申出（不服申立て） 論点20 再請求・再投票 </p> <p>）について</p>
第7回 (H18.5月)	<ul style="list-style-type: none"> ●報告書骨子案の検討 ●フォーラムの進め方等の検討 など
※検討の進捗状況に応じて検討委員会を追加開催	
(H18.6月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「住民投票制度を考える」市民フォーラム <small>（市内3ヶ所程度で開催）</small> </div>
第8回 (H18.6月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民フォーラムの開催結果について ●報告書の取りまとめ① など
第9回 (H18.7月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●報告書の取りまとめ② など
(H18.8月上旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市長へ報告書を提出（報告書の公表） ↓↓ 行政による条例素案の作成 ↓↓ </div>
第10回	<ul style="list-style-type: none"> ●行政による条例素案の説明 <p style="text-align: center;">↓↓</p> <p style="text-align: center;">パブリックコメント</p> <p style="text-align: center;">↓↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 条例案の作成 </div>

必要に応じて開催

関係団体ヒアリング

部会